

## 福 利 厚 生 事 業 規 程

### 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人山口県健康福祉財団福利厚生事業、退職共済事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 24 条の規定により、福利厚生事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第 2 条 この規程による事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 給付事業
- (2) 貸付事業
- (3) 補助事業
- (4) その他の福利厚生事業

### 第 2 章 掛金、負担金等

(費用負担の額)

第 3 条 この規程による事業に要する費用の負担の額は、月額 500 円とする。

(費用の負担割合等)

第 4 条 前条の費用の負担割合は、施設の負担金として登録職員 1 人につき毎月 400 円、登録職員の掛金として 1 人につき 100 円とし、その負担期間は、加入した日の属する月から加入資格を喪失した日の前日の属する月までとする。ただし、業務方法書第 13 条第 3 項の規定による休業（復職）届が提出された場合においては、休業初日の属する月から復職日の属する月の前月までの期間については、費用の負担を免除するものとする。

(掛金及び負担金の納入方法)

第 5 条 加入施設経営者は、毎月登録職員から前条の掛金を徴収して、その月の末日までに施設の負担金と一括して払込書等により、理事長の指定する場所に払い込まなければならない。

(延滞金)

第 6 条 納入すべき負担金又は掛金を納入期限までに納入しない場合の延滞金の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、延滞に係る金額に対し、年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

### 第 3 章 給付事業等

## 第1節 給付事業

### (結婚祝金)

第7条 登録職員が結婚したときは、結婚祝金として2万円を給付する。登録職員が資格を喪失した日から起算して1年以内に結婚したときも、同様とする。

### (銀婚祝金)

## 第8条 削除

### 第8条の2 削除

### (出産祝金等)

第9条 登録職員が出産したときは、出産祝金として出生児1人につき2万円を給付する。

2 登録職員が妊娠4月以上において死産、早産又は流産をしたときは、見舞金として2万円を給付する。

### (配偶者出産祝金)

第10条 登録職員の配偶者が出産したときは、配偶者出産祝金として出生児1人につき2万円を給付する。

### (死亡弔慰金)

第11条 登録職員が死亡したときは、死亡弔慰金として7万円を給付する。

### (配偶者死亡弔慰金)

第12条 登録職員の配偶者が死亡したときは、配偶者死亡弔慰金として4万5千円を給付する。

## 第13条 削除

### (父母死亡弔慰金)

第13条の2 登録職員の実父母及び養父母又は同居の義父母が死亡したときは、父母死亡弔慰金として1人につき3万円を給付する。

### (子ども死亡弔慰金)

第13条の3 登録職員の実子又は養子が死亡したときは、子ども死亡弔慰金として1人につき3万円を給付する。

### (遺児育英金)

第14条 登録職員が死亡した場合に主としてその登録職員の収入により生計を維持していた満18歳未満の遺児があるときは、遺児育英金として次に掲げる金額を遺児に給付する。

(1) 遺児1人のとき 4万5千円

(2) 遺児2人以上のとき 7万円

### (入院見舞金)

第15条 登録職員が傷病のため引き続き2日以上入院したときは、入院見舞金として1万円を給付する。

2 入院見舞金の給付は、年度内1回限りとする。

## 第16条 削除

### (災害見舞金)

第17条 登録職員が災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見

舞金として次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる金額を給付する。

損 害 の 程 度	金 額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に前号と同程度の被害を受けたとき。	7万円
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 2 住居及び家財に前号と同程度の被害を受けたとき。 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に前号と同程度の被害を受けたとき。	4万5千円

2 同一の災害等により前項の災害見舞金を受けるべきこととなる者が多数発生し、同項の規定による災害見舞金を支払うことにより福利厚生事業の運営が著しく困難となるおそれが生じるときは、理事長は、理事会の議決を得て、前項の規定にかかわらず、災害見舞金の額を減額して給付することができる。

第18条 削除

第19条 削除

(入学祝金)

第20条 登録職員の子が義務教育のため小学校または中学校に入学したときは、入学祝金として入学した子1人につき1万円を給付する。

(長期勤続者給付)

第20条の2 長期間継続して登録職員として加入している者には、長期勤続者給付として次に掲げる金額に相当する記念品を給付する。ただし、記念式典等において記念品を贈呈する場合には、この給付を行わないことができる。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 5年勤続者  | 5,000円  |
| (2) 10年勤続者 | 7,000円  |
| (3) 20年勤続者 | 10,000円 |
| (4) 30年勤続者 | 20,000円 |
| (5) 40年勤続者 | 30,000円 |

(給付の請求)

第21条 給付は、登録職員又は登録職員であった者の請求に基づいて行う。ただし、登録職員又は登録職員であった者が死亡したときは、その遺族がこれを行うものとする。

2 給付を請求しようとする者は、加入施設経営者を經由して請求書を理事長に提出しなければならない。

3 加入施設経営者は、前項の請求書の提出があったときは、所定の事項について確認及び審査をするとともに、所要事項を記入して、速やかに理事長に送付しな

なければならない。

(給付の決定)

第22条 理事長は、前条第2項の請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、給付決定通知書により、加入施設経営者を經由して当該給付を請求した者に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により決定した給付金の支払を給付金支払依頼書により金融機関に依頼しなければならない。

3 理事長は、給付しないことを決定したときは、その旨を書面により、加入施設経営者を經由して当該給付を請求した者に通知しなければならない。

(遺族の範囲及び順位)

第23条 給付を受ける遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、登録職員又は登録職員であった者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、登録職員又は登録職員であった者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者が給付を受ける順位は、同項各号の順位による。

3 給付の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、そのうち1人をその請求及び受領についての代表者として定めなければならない。

4 前項の代表者は、代表者選任届を理事長に提出しなければならない。

(給付の制限)

第24条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 給付の原因に虚偽の事実があったとき

(2) 負担金及び掛金の納入義務を履行しないとき

(3) その他給付を行うことが適当でないと認められるとき

(権利の消滅)

第25条 給付を受ける権利は、給付すべき事由の発生した日から起算して2年以内に請求しないときは消滅する。

(給付金からの控除)

第26条 登録職員がその資格を喪失した場合に公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「法人」という。）に支払うべき金額があるときは、当該金額を給付金から控除することができる。

(権利の譲渡禁止)

第27条 給付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

## 第2節 貸付事業

### 第1款 一般生活資金貸付事業

(一般生活資金の貸付け)

第28条 登録職員期間が6月以上ある登録職員が生活資金を必要とするときは、100万円を限度として第35条の表の左欄に掲げる貸付額の区分による金額を貸付けることができる。ただし、貸付額が40万円以上である場合には、その者が生活資金を貸付ける際に退職したと仮定した場合に受けることができる次の各号に掲げる退職金等の額の合計額の範囲内の金額とする。

- (1) 業務方法書第24条の規定により別に定める退職共済事業規程により算定した退職一時金の額
- (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の規定により算定した退職手当金の額
- (3) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の規定により算定した退職金手当金の額

(貸付けの制限)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、生活資金の貸付けを行わない。

- (1) 既に貸付けを受けた生活資金の償還を終わっていない者
- (2) 償還の確実性がないと認められる者
- (3) その他貸付けることが適当でないと理事長が認める者

(既に貸付けを受けている者への貸付け)

第29条の2 理事長は、生活資金の貸付けを受けている者に対して、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる。

(貸付金の利率)

第30条 第28条の規定により貸付ける一般生活資金の利率は、年2.35パーセントとし、貸付けを受けた月の翌月の初日から償還の月の末日までの期間について計算する。

(貸付けの申込み)

第31条 一般生活資金の貸付けを受けようとする者（以下この款において「貸付申込者」という。）は、生活資金貸付申込書を加入施設経営者を經由して理事長に提出しなければならない。

2 加入施設経営者は、前項の規定により一般生活資金貸付申込書の提出があったときは、借り入れの事由、償還能力、連帯保証人等について調査し、意見を付して理事長に送付しなければならない。

(連帯保証人)

第32条 貸付申込者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、一般生活資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第37条の規定による違約金を包含するものとする。

3 連帯保証人は、第28条ただし書きの規定による退職金等の額の合計額が貸付額以上ある登録職員であって、信用が確実であると加入施設経営者が認める者、又は加入施設長（借受者が加入施設長である場合には、加入施設経営者又は理事

長が適当と認める者) でなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、登録職員が2人以下の加入施設の借受者の連帯保証人については、登録職員を連帯保証人とすることが著しく困難な場合には、配偶者又は3親等以内の親族で理事長が適当と認める者を連帯保証人とすることができる。
- 5 借受者は、登録職員である連帯保証人が登録職員の資格を喪失した場合又は連帯保証人が死亡等により連帯保証人を変更する必要がある場合には、速やかに新たな連帯保証人を立て、連帯保証人変更届を加入施設経営者を經由して理事長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第33条 理事長は、第31条第1項の規定により一般生活資金貸付申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、一般生活資金の貸付けの可否及び金額を決定し、生活資金貸付決定通知書により、加入施設経営者を經由して当該貸付申込者に通知しなければならない。

- 2 理事長は、一般生活資金の貸付けをしないことを決定したときは、その旨を文書により、加入施設経営者を經由して当該貸付申込者に通知しなければならない。

(貸付金の交付)

第34条 前条第1項の規定により貸付けの決定の通知を受けた貸付申込者は、生活資金借用書を加入施設経営者を經由して理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により生活資金借用書の提出があったときは、生活資金支払依頼書により金融機関に前条第1項の規定により貸付けの決定がされた一般生活資金(以下この款において「貸付金」という。)の支払を依頼するとともに、貸付金原票を作成し、これを整理して保管しなければならない。

(償還期間)

第35条 貸付金は、次の表の左欄に掲げる貸付額に応じ、同表の右欄に掲げる償還期間の範囲内の期間(12に整数を乗じて得た月とする。)に、第30条の規定により計算した利息を加えて貸付けを受けた月の翌月から償還しなければならない。

貸付額	償還期間
100,000円	12月
200,000円	12月
300,000円	24月
400,000円	24月
500,000円	36月
600,000円	36月
700,000円	48月
800,000円	48月
900,000円	60月
1,000,000円	60月

(償還方法)

第35条の2 貸付金の償還方法は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとし、償還の途中においてこれを変更することはできないものとする。

(1) 毎月均等償還方式(借入元金及びその利息を償還期間内に毎月均等に償還する方式をいう。)

(2) ボーナス併用償還方式(毎月均等償還分とボーナス償還分とに均等に分けた借入元金及びその利息を償還期間内に、毎月均等償還分にあつては毎月均等に、ボーナス償還分にあつては毎年1月と7月に均等に償還する方式をいう。)

(償還金額等)

第36条 毎月の償還金額は、借入金額、借入時期及び償還方法に応じ、その都度理事長が定める償還表によるものとし、第35条に規定する償還期間内に償還できないこととなる貸付額は、貸付けの際、貸付金から償還金の一部として徴収する。

2 加入施設経営者は、償還金を毎月借受者から徴収して、その月の末日までに一括して払込書等により、理事長の指定する場所に払い込まなければならない。

(違約金)

第37条 借受者が第35条に規定する償還期間内に償還を行わなかったときは、第30条の規定にかかわらず、償還期日の翌日から起算して償還する日までの日数に応じ、未償還金額について年10パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。

(一時償還)

第38条 借受者は、第35条の規定により償還する場合のほか、償還金の残額の全部を利息とともに一時に償還することができる。

2 借受者は、登録職員の資格を喪失したときは、第35条及び第36条の規定にかかわらず、直ちに償還金の残額の全部を利息とともに償還しなければならない。

3 第36条第2項の規定は、加入施設経営者が借受者から前2項の規定による一時償還を依頼された場合について準用する。

(借用書の返還)

第39条 理事長は、貸付金及び利息の償還が終わったときは、生活資金借用書を加入施設経営者を經由して借受者に返還しなければならない。

## 第2款 特別生活資金貸付事業

(特別生活資金の貸付け)

第40条 登録職員期間が6月以上ある登録職員が、住宅資金、土地購入資金、大学入学等資金、大型物品購入資金及び緊急特別生活資金等を必要とするときは、特別生活資金の貸付けの申込みをすることができる。

(貸付金額)

第41条 特別生活資金の貸付けをすることができる金額は、200万円を限度として、第44条の表の左欄に掲げる貸付額の区分による金額を貸付けることができる。ただし、貸付額が100万円以上である場合（一般貸付に係る未償還額がある場合は、その未償還額を貸付額に加えた額）には、第28条ただし書きの規定による退職金等の額の合計額の範囲内の金額とする。

（貸付けの申込み）

第42条 特別生活資金の貸付けを受けようとする者（以下この款において「貸付申込者」という。）は、生活資金貸付申込書に借入れを必要とする証拠書類を添付し、加入施設経営者を經由して理事長に提出しなければならない。

2 加入施設経営者は、前項の規定により特別生活資金貸付申込書の提出があったときは、借り入れの事由、償還能力、連帯保証人等について調査し、意見を付して理事長に送付しなければならない。

（貸付けの決定）

第43条 理事長は、前条の規定により特別生活資金貸付申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、これを貸付けることが適当であると認めた者について、その貸付けを決定し、生活資金貸付決定通知書により、加入施設経営者を經由して当該貸付申込者に通知しなければならない。

2 理事長は、特別生活資金の貸付けをしないことを決定したときは、その旨を書面により加入施設経営者を經由して当該貸付申込者に通知しなければならない。

（償還期間）

第44条 貸付金は、次の表の左欄に掲げる貸付額に応じ、同表の右欄に掲げる償還期間の範囲内の期間（12に整数を乗じて得た月とする。）に、次条において準用する第30条の規定により計算した利息を加えて、貸付けを受けた月の翌月から償還しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めた者については、償還期間を延長することができる。

貸付額	償還期間	貸付額	償還期間
300,000円	24月	1,200,000円	72月
400,000円	24月	1,300,000円	84月
500,000円	36月	1,400,000円	84月
600,000円	36月	1,500,000円	96月
700,000円	48月	1,600,000円	96月
800,000円	48月	1,700,000円	108月
900,000円	60月	1,800,000円	108月
1,000,000円	60月	1,900,000円	120月
1,100,000円	72月	2,000,000円	120月

（準用規定）

第45条 第29条、第29条の2、第30条、第32条、第34条及び第35条の2から第39条までの規定は、特別生活資金について準用する。この場合において、第30条、第32条及び第34条中「一般生活資金」とあるのは、「特別生

活資金」と読み替えるものとする。

### 第3款 削除

第46条 削除

第47条 削除

第48条 削除

### 第3節 補助事業

(補助事業の種類等)

第49条 補助事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人間ドック等検診補助事業
- (2) レジャー・スポーツ施設等利用補助事業
- (3) メンタルヘルス相談事業
- (4) 社会福祉施設関連商品購入費補助事業

2 前項の補助事業の実施について必要な事項は、別に定める。

### 第4節 その他の福利厚生事業

(職員相談事業)

第50条 登録職員について職員相談事業を行う。

2 職員相談事業の実施について必要な事項は、別に定める。

## 第4章 雑 則

(書類の様式)

第51条 この規程による書類の様式は、理事長が別に定める。

(理事長への委任)

第52条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に旧財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団寄附行為業務方法書(昭和52年4月1日制定)の規定により貸付けられた生活資金は、この規程の相当規定により貸付けられた生活資金とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に改正前の財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団福利厚生事業規程の規定に基づき貸付けられた一般生活資金又は特別生活資金に係る利子、償還期間及び償還方法については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成4年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に改正前の財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団福利厚生事業規程の規定に基づき貸付けられた特別生活資金に係る償還期間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成4年10月1日から施行する。

(適用の特例)

2 第4条の改正規定は、平成4年7月1日から適用する。

3 第15条、第16条、第18条及び第19条の改正規定は、この規程の施行の日  
に現に入院している者にかかる給付から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第1条、第26条及び様式の改正規定は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条の廃止規定は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条に規定する給付額は、給付すべき事由が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に発生したときは2万円、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに発生したときは1万円とする。

(給付対象者の特例)

3 第20条の2第4号の改正規定による給付の対象者は、平成30年度に限り、平成30年3月31日において40年以上の勤続者とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。